

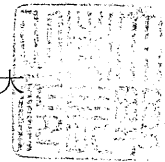
大野市告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この処分は、県営土地改良（区画整理）事業 下舌・上黒谷地区（第1工区）に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力が生ずるものとする。

平成25年12月26日

大野市長 岡田高大



字の区域変更内容については、別紙変更調書のとおり。

字の区域の変更調書

県営土地改良（区画整理）事業

下舌・上黒谷地区（第1工区）

次の区域を下舌1字荷ヶ倉に編入する。

大字	字	地番
下舌	5字 金剛町	22の一部
	7字 三反田	44の一部

次の区域を下舌2字佐子分に編入する。

大字	字	地番
下舌	1字 荷ヶ倉	41の一部 42 43 44の1 44の2 45 46の一部 48の一部 50の一部
	3字 狐塚	15から17までの各一部 18の1 の一部 19の1の一部 20から2 4までの各一部
	5字 金剛町	1の1 1の2 2から4まで 5の 一部 18の一部 19 20の1 20の2 21 22の一部 23の 一部 25の一部 26の一部

次の区域を下舌5字金剛町に編入する。

大字	字	地番
下舌	3字 狐塚	24の一部
	4字 馬乗田	6の4の一部
	6字 火の詰	4の4の一部 5の6 5の8 6の 2 6の4

		部 3 2 の一部 3 3 3 4 から 3 9 までの各一部 4 0
	2 3 字 堂膳	2 6 の一部 2 7 の一部
	2 9 字 二反田	3 4 の一部 3 7 の一部

次の区域を下舌 2 3 字堂膳に編入する。

大 字	字	地 番
下舌	1 8 字 荒井道	3 4 の一部
	3 4 字 堂ノ前	1 0 1 の一部

次の区域を下舌 2 9 字二反田に編入する。

大 字	字	地 番
下舌	2 3 字 堂膳	1 2 の一部 2 1 の一部 2 2 2 3 から 2 7 までの各一部
	3 0 字 島田	2 5 の一部 2 6 の一部
	3 4 字 堂ノ前	1 0 1 の一部 1 0 2 の一部

次の区域を下舌 3 0 字島田に編入する。

大 字	字	地 番
下舌	2 3 字 堂膳	2 3 の一部
	3 4 字 堂ノ前	7 0 から 7 2 まで 7 3 の 1 7 3 の 2 7 4 の 1 から 7 4 の 3 まで 7 4 の 4 の一部 9 3 の一部 9 4 9 5 9 6 の 1 9 6 の 2 9 7 9 8 から 1 0 2 までの各一部
	4 2 字 沓掛ケ	5 1 の一部 5 2 の一部

次の区域を下舌 3 4 字堂ノ前に編入する。

大 字	字	地 番
-----	---	-----

大 字	字	地 番
下舌	4 4 字 絶景	1 7 の一部 1 9 の一部

次の区域を下舌 3 9 字長表に編入する。

大 字	字	地 番
下舌	4 4 字 絶景	1 9 の一部

次の区域を下舌 4 2 字沓掛ケに編入する。

大 字	字	地 番
下舌	3 4 字 堂ノ前	9 8 の一部
	4 3 字 尻江	4 3 から 4 5 までの各一部

次の区域を下舌 4 3 字尻江に編入する。

大 字	字	地 番
下舌	4 0 字 山人道	6 8 の一部
	4 2 字 沓掛ケ	3 4 の一部 3 5 の一部 3 6 の 1 の一部 4 4 の一部 4 6 から 4 8 までの各一部 5 0 の一部 5 3 の一部 5 5 の一部
	4 4 字 絶景	1 7 の一部